

消防防災関係事業について

1. 協議項目の要旨・留意点

消防・防災等に関係する組織、計画、制度等について協議する。

消防防災体制の整備は、市民の生命及び財産を守るために直接関わるもので、早期に統一できるよう整備する必要がある。

また、災害時などの緊急時に即応できる組織体制を整備する必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市施行とともに、安全かつ確実な消防防災体制がとれるよう考慮し、提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日 新設合併）

(1) 防災会議については、合併時に新たに設置し新町において地域防災計画を作成する。

(2) 水防協議会については、新町において新たに設置し水防計画を作成する。

(3) 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

(1) 常備消防の取扱い

消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに、新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。

(2) 防災事業の取扱い

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- (2) 水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。

熊本県あさぎり町（平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

- ・防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。
- ・地域にかかる災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。
- ・水防協議会については、設置しない。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

災害対策基本法（抄）

（市町村地域防災計画）

第 4 2 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

消防組織法（抄）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因する被害を軽減することを以て、その任務とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業		【地域防災計画・防災組織・防災会議】		総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指す。 防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
地域防災計画	1 地域防災計画の構成 風水害対策計画 高潮・津波災害予防計画 地震災害対策計画 海上における大規模な流出油等災害対策計画 特別防災区域(川内地区)災害対策計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定 5 かけ地近接住宅の実態調査(毎年) 6 気象観測機器の実態 7 災害統計 8 罹災証明 9 災害報告	1 地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と箇所数 4 災害時の応援協定 5 災害救助協力協定書 6 防災会議条例	1 地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編の構成 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定 協定の明文化なし 5 災害救助協力協定書	1 地域防災計画の構成 一般災害対策 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧・復興計画 震災対策 2 参考資料 3 防災倉庫等の種別と箇所数 4 災害時の応援協定 6 気象観測機器の実態 雨量観測所 2カ所 水位観測所 2カ所 7 罹災証明 総務課庶務係で発行 自治公民館長等の証明が必要	1 地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定 5 かけ地近接住宅の実態調査(毎年) 6 気象観測機器の実態
防災会議	1 会長 市長 2 委員定数 20人以内 3 委員の構成の詳細 国関係 川内川工事事務所長 鶴田ダム管理所長 串木野海上保安部長 県関係 薩摩地域振興連絡協議会長 川内土木事務所長 警察関係 川内警察署長 議会関係 議員 2名 市長部局 助役 教育機関 教育長 消防機関 川内地区消防組合消防長 川内市消防団長 指定公共機関 NTT西日本鹿児島支店長 九州電力株式会社 川内営業所長 川内市医師会代表 公共団体 川内市社会福祉協議会長 川内市公民会連絡協議会代表 川内市女性団体連絡協議会代表 市長が認めた者 陸上自衛隊第8施設大隊長 済生会川内病院長 4 報酬 4700円/1回あたり 国・県の職員にあっては受領辞退 5 費用弁償 費用弁償規定に基づき支給。 6 平成14年度の開催時期と回数 4月 1回	1 会長 町長 2 委員定数 25人以内 3 委員の構成 1) 指定行政機関の職員のうち町長が任命する者 2) 鹿児島県知事の部門の職員のうちから町長が任命する者 3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 4) 町議会議員のうちから町長が任命する者 5) 町長がその部門の内から任命する者 6) 教育長 7) 消防団長 8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち町長が任命する者 町長の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。 平成14年度の開催回数 1回	1 会長 町長 2 委員定数 21人以内 3 委員の構成の詳細 国関係 森林管理署長 県関係 川内総務事務所長 宮之城土木事務所長 川内警察署長・入来駐在所 警察関係 なし 議会関係 助役・総務課長・企画開発課長 町長部局 建設課長・経済課長・町民課長 水道課長 教育長 川内地区消防組合東部署長 入来町消防団長・各分団長・副分団長 その他町長が認めた者	1 会長 町長 2 委員定数 12人 3 委員の構成 1) 指定行政機関の職員のうち町長が任命する者 2) 鹿児島県知事の部門の職員のうちから町長が任命する者 3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 4) 町長がその部門の内から任命する者 5) 教育長 6) 消防団長 7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち町長が任命する者 8) 公共機関又は公共団体の職員のうちから町長が任命する者 専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。 平成14年度の開催回数 1回	1 会長 町長 2 委員定数 12名以内 3 委員の構成の詳細 県関係...宮之城土木事務所長 1名 警察関係...宮之城警察署長 警備課長 駐在所 2名 議会関係...なし 町長部局関係...三役・課長・担当議員 消防関係...祁答院地区消防組合消防長 各地区...消防団分団長 各地区公民館長...5名 婦人会長...1名 4 報酬 6,200円 5 費用弁償 1,200円 6 平成14年度開催時期、回数 6月 1回
防災組織(体制)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地区の災害対策連絡会議 4 地震対策 情報収集体制 震度3 第1配備 震度4 第2配備 震度5弱又は5強 第3配備 震度6弱	【風水害時の非常配備】 第1警戒配備 第2警戒配備 第1非常配備 第2非常配備 【地震時の非常配備】 警戒配備 第1非常配備 第2非常配備 警戒配備 第1非常配備 第2非常配備	災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備)	第1配備(警戒体制) 第2配備(災害警戒体制) 第3配備(非常体制)(災害対策本部)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 ・一般災害 ・災害警戒 ・災害対策本部(第1配備) ・災害対策本部(第2配備) ・災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地区の災害対策連絡会議 4 地震対策

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業		【地域防災計画・防災組織・防災会議】		総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
地域防災計画	1 地域防災計画の構成 総則(目的等) 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定	1総則 2災害予防計画 3災害応急対策計画 4災害復旧計画 5消防計画 6資料編	1総則 2災害予防計画 3災害応急対策計画 4災害復旧計画 5消防計画 6資料編 平成7年4月更正	1地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2資料編 3防災倉庫等の種別と箇所数 4災害ときの応援協定 5がけ地近接住宅の実態調査(毎年) 6気象観測の実態 7災害統計 8罹災証明 9災害報告	地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指す。 ・平成16年4月から防災計画の策定作業を行う。 ・県認可までのスケジュールを立てる。
防災会議	1 会長 村長 2 委員定数 10人以内 3 委員の構成の詳細 国関係 里郵便局長 県関係 甌島土木事務所長 警察関係 川内警察署里駐在所長 村長部局 助役 総務課長 教育機関 教育長 消防機関 川内地区消防組合上甌分駐所長 里村消防団長 指定公共機関 里村漁業協同組合長 4 報酬 5,800円/1回あたり 5 費用弁償 費用弁償規定に基づき支給。 6 平成14年度の開催時期と回数 実績なし	1 会長 村長 2 委員定数 16人 3 委員の構成の詳細 国関係 中甌郵便局長 県関係 甌島土木事務所長 警察関係 川内警察署甌島幹部派出所長 議会関係 なし 村長部局 助役・収入役・総務課長・企画課長 住民福祉課長・産業振興課長・ 建設課長・甌島中央診療所事務長 教育機関 教育長 消防機関 川内地区消防組合上甌分駐所長 上甌村消防団長 指定公共機関 九州電力甌島第一発電所長 4 報酬 5,900円(日額) 5 費用弁償 費用弁償規定に基づき支給 6 平成14年度の開催時期と回数 実績なし	下甌村防災会議 会長は、村長をもって充てる。 委員は、次に掲げる者を充てる。 1.指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 2.鹿児島県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 3.鹿児島県警察の警察官のうちから、村長が任命する者 4.村長がその部内の職員のうちから指名する者 5.教育長 6.消防団長 専門委員を置くことができる 専門委員は、関係地方行政機関の職員 鹿児島県の職員 村の職員 関係指定公共機関の職員 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者	1 会長 村長 2 委員定数 12人 3 委員の構成の詳細 県関係 川内地区消防組合消防長 警察関係 川内警察署鹿島駐在所長 議会関係 議長 1名 村長部局 助役 教育機関 教育長 消防機関 鹿島村消防団長 指定公共機関 鹿島郵便局 公共団体 鹿島村漁業協同組合長 4 報酬 5,800円/1回あたり 5 費用弁償 費用弁償規定に基づき支給 6 平成14年度開催時期と回数 5月 1回	合併と同時に体制を整備する。
防災組織(体制)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地震対策 第1配備 震度4 津波注意報発表 第2配備 震度5又は津波警報発表 第3配備 震度6 全職員	第1配備 1 比較的軽微な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合 本部は総務課長から関係課長へ連絡、関係課長は必要に応じ所属職員を所定の系統により動員する。他の部は待機を命ずる。 第2配備 1 村内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合 全員(全職員、全消防団員)	第1配備 1 比較的軽微な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合 本部は総務課長から関係課長へ連絡、関係課長は必要に応じ所属職員を所定の系統により動員する。他の部は待機を命ずる。 第2配備 1 村内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合 全員(全職員、全消防団員)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地震対策 情報収集体制 震度3 第1配備 震度4 第2配備 震度5弱又は5強 第3配備 震度6弱	合併と同時に体制を整備する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 5 消防防災関係事業		[災害対策本部]		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
災害対策本部	<p>〔川内市災害対策本部〕 本部長 市長 副本部長 事務助役 技術助役 収入役 教育長 消防長</p> <p>総務対策部長 総務部長 部長付 企画経済部長 自治振興課長 本部総務班長 情報推進課長 情報収集連絡班長 情報課長 財務車両管理班長 財政課長 物資供給班長 市民課長 議会対策班長 議会事務局次長 保健福祉対策部長 保健福祉部長 福祉班長 福祉課長 清掃班長 生活環境課長 救護班長 市民健康課長 土木対策班長 建設部長 土木施設班長 土木課長 都市施設班長 都市計画課長 下水道施設班長 下水道課長 耕地施設班長 耕地課長 企画経済対策部長 企画経済部長 農林水産班長 農林水産課長 商工班長 商工課長 教育対策部長 教育部長 教育班長 教育総務課長 水道対策部長 水道局長 水道施設班長 水道局工務課長 消防対策部 川内地区消防組合</p> <p>設置基準は、防災組織(体制)に記載</p>	<p>〔樋脇町災害対策本部〕 本部長 (町長) 副本部長 (助役、教育長) 本部連絡員室(情報管理部) 活動責任者 議会事務局長 総務対策部 部長 総務課長 副本部長 議会事務局 局長 広報対策部 部長 企画課長 副本部長 企画課長 補佐 税務対策部 部長 税務課長 副本部長 税務課長 補佐 民生対策部 部長 住民課長 副本部長 住民課長 補佐 農政・商工対策部 部長 経済課長 副本部長 農業委員会事務局 局長 建設対策部 部長 建設課長 副本部長 建設課技術補佐 水道対策部 部長 水道課長 副本部長 水道係長 教育対策部 部長 教育委員会総務課長 副本部長 教育委員会社会教育課長 消防対策部 部長 消防団長 副本部長 消防副団 長</p> <p>*災害対策本部の設置基準 町災対本部は、次の場合に樋脇町役場内に設置する。なお、被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地に町災対本部を設置することができる。 町の地域を含む地域に気象業務法(昭和27年法律 第165号)に基づく暴風(雪)、大雨(雪)、洪水警報が発令されたとき。 町の地域を含む地域に気象業務法に基づく大雨(雪)、洪水注意報が発令された場合において、町長が必要と認めるとき。 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で町長が必要と認めるとき。</p>	<p>〔入来町災害対策本部〕 本部長 (町長) 副本部長 (助役、収入役、教育長) 総務対策部 部長 総務課長 農政対策部 部長 経済課長 農業委員会事務局 局長 民生対策部 部長 町民課長 建設対策部 部長 建設課長 水道温泉対策部 部長 水道課長 税務対策部 部長 税務課長 議会対策部 部長 議会事務局 局長 教育対策部 部長 教委総務課 長 給食センター所長・学校教育課長・社会教育課長 消防団 部長 団長</p> <p>*災害対策本部の設置基準 災害対策本部は次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき設置する。 1 災害対策本部は次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき設置する。 ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。 ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき 2 本部長は、災害の規模及び範囲等から判断して現地に災害対策本部を設置する必要があるときと認めるときは現地災害対策本部を設置する。</p>	<p>〔東郷町災害対策本部〕 本部長 (町長) 副本部長 (助役、収入役、教育長) 総務対策部 部長 総務課長 農林商工対策部 部長 経済課長 民生対策部 部長 町民課長 建設対策部 部長 建設課長 水道対策部 部長 水道課長 税務対策部 部長 税務課長 議会対策部 部長 議会事務局 局長 教育対策部 部長 教育長 消防団 部長 団長</p> <p>*災害対策本部の設置基準 1 災害対策本部は次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき設置する。 ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。 ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき 2 本部長は、災害の規模及び範囲等から判断して現地に災害対策本部を設置する必要があるときと認めるときは現地災害対策本部を設置する。</p>	<p>〔祁答院町災害対策本部〕 本部長 (町長) 副本部長 (助役) 本部付 (収入役、教育長) 総務対策部 部長 総務課長 民生対策部 部長 住民課長 経済対策部 部長 経済課長 商工観光対策部 部長 企画開発課 長 農地対策部 部長 農業委員会 事務局 局長 建設対策部 部長 建設課長 教育対策部 部長 教育委員会 総務課長 税務対策部 部長 税務課長 出納対策部 部長 会計係長 消防団 団長 応援対策部 部長 議会事務局 長</p> <p>*災害対策本部の設置及び閉鎖 1 災害対策本部は次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき設置する。 ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。 2 本部長は、災害応急対策を一応終了したとき又は災害発生のおそれなくなり災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき閉鎖する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業			【災害対策本部】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
災害対策本部	<p>【里村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部 部長 総務課長 住民対策部 部長 住民課長 保健福祉対策部 部長 保健福祉課長 経済対策部 部長 経済課長 建設対策部 部長 建設課長 教育対策部 部長 教育長 消防団 団長 副団長</p> <p>*災害対策本部の設置基準 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>【上甌村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部 部長 総務課長 民生対策部 部長 住民福祉課長 経済対策部 部長 産業振興課長 土木対策部 部長 建設課長 出納対策部 部長 収入役 教育対策部 部長 教育長 応援対策部 部長 議会事務局長</p> <p>*災害対策本部の設置 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>【下甌村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部 部長 総務課長 民生対策部 部長 民生課長 環境対策部 部長 環境整備課長 経済対策部 部長 経済課長 建設対策部 部長 建設課長 税務対策部 部長 収入役 出納対策部 部長 収入役 教育対策部 部長 教育長 企業対策部 部長 企業課長 消防機関 消防団長</p> <p>*災害対策本部の設置 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>【鹿島村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部 部長 総務課長 企画対策部 部長 企画課長 住民対策部 部長 住民課長 経済土木対策部 部長 経済土木課長 教育対策部 部長 教育長 応援対策部 会計室</p> <p>*災害対策本部の設置 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>合併と同時に体制を整備する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 5 消防防災関係事業		【自主防災組織・防災行政無線】		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	自主防災組織については、現行のまま引き継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。 防災行政無線については、次のとおりとする。 (1) 同報系については、 合併後速やかに本所・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。 (2) 移動系については、 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
自主防災組織	【自主防災組織の結成状況】 平成14年4月1日現在 39組織 70公民会 5,244世帯 組織率 20.6%	自主防災組織 平成14年4月11日現在 2組織 13公民館 575世帯 組織率 14.0%	該当なし	【自主防災組織の結成状況】 平成15年4月1日現在 2地区 本俣地区自主防災組織(本俣集落34戸) 舟倉町内会自主防災組織(273戸) 組織率(13.3%)	(自主防災組織の結成状況) 平成14年10月1日現在 12組織 隊員数 88人 752世帯 組織率 39.7% 平成15年度に6組織293世帯を新規に結成する計画である。
防災行政無線	【施設の概要】 ・屋外同報子局 97基 ・戸別受信機 3055台 ・市設置の有線放送 31局 57公民会 2050世帯 ・公民会設置の有線放送の親局に戸別受信機を接続し、市の放送を加入世帯に流している。 49局 49公民会 3992世帯 【施設の管理】 ・業者への委託 防災行政無線の保守委託 戸別受信機保守点検委託 再免許申請業務委託 ・日常の管理 業者へ指示、施工は業者 ・施設の土地借用についての更新手続き 屋外同報子局の土地 有線放送の電柱 有線放送ケーブルの架設 戸別受信機の場所借用 ・公民会長との連携により、障害箇所及び新規加入者等の実態調査を年1回実施する。 ・屋外同報子局については、障害の有無を常時確認する。 【移動系設備の概要】 ・基地局 久見崎町笠山 ・中継局 川内市役所屋上 ・移動系 51台 ・設置年度 昭和55年 【同報放送の内容】 ・チャイム 午前7時 正午 午後5時 ・尋ね人放送 警察からの要請により実施	【同報系なし】 固定局 2局 役場(役場総務課) 中継局 【移動無線局】 呼び出し名称 ひわきぼうさい 基地局 樋脇町役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 ひわきぼうさい 消防車 10台 公用車 7台 可搬型無線装置 呼び出し名称 ひわきぼうさい1221台 携帯型無線装置 呼び出し名称 ひわきぼうさい 役場7台 消防団10台	【施設の概要】 ・屋外同報子局 36局 ・戸別受信機 2332台 ・有線放送施設 無し 【施設の管理】 ・業者への委託 防災行政無線の保守業務委託 ・日常の管理 戸別受信機の雑音・落雷等による不具合之連絡を受け業者に依頼する。 ・施設の土地借用についての更新手続き 屋外子局の土地 ・公民会長との連絡により、障害箇所及び新規加入者等の実態調査を行う。 【移動系設備の概要】 ・基地局 役場 ・移動系 38台 ・設置年度 昭和55年 【同報放送の内容】 ・チャイム 午前7時 午前10時 正午 午後3時 午後5時 午後6時(歌) ・尋ね人放送 警察からの要請により実施 ・火災のお知らせ 時間内 サイレンは消防署 放送は役場 時間外 サイレン及び放送を消防署(別途覚書による) 【その他】 ・主要な催し物など定時(朝7:30 夕5:30に放送する。)	親局 庁舎内 中継局1局 遠隔制御装置1 町内各戸へ個別受信機設置 地区遠隔制御装置5 同報無線(免許区分:防災行政) 呼び出し名称 とうごうぼうさい 親局 東郷町役場内 屋外拡声子局 町内22箇所 個別受信機 町内の各世帯 朝夕の放送 臨時放送等 移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 基地局 東郷町役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 とうごうぼうさい11~19 消防車9台、公用車10台 可搬型無線装置 呼び出し名称 とうごうぼうさい120-256台 携帯型無線装置 呼び出し名称 とうごうぼうさい126-27 役場2台 (同報放送の内容) ・チャイム 午前6時・8時・正午・午後5時 (夏休み期間中 午前6時・10時・正午・午後6時) ・ラジオ体操 午前6時30分 ・定時放送 午前6時50分・午後7時50分 ・尋ね人 警察等の要請により随時 ・火災 サイレン吹鳴(屋外子局) 放送(屋外+全戸別)(但し、午後10時から午前5時までは屋外のみ)	(設置の概要) 固定系 親局...1局(役場庁舎内) 中継局...1局 基地局...1台 遠隔制御装置...2台 屋外受信局...22局 戸別受信機...1,754基(平成13年4月1日現在) (施設の管理) ・業者への委託 防災行政無線の保安委託 戸別受信機保守点検委託 再免許申請業務委託 ・日常の管理 戸別受信機の修理 新規設置 世帯より連絡を受け、業者に指示する。 (移動系設備の概要) 移動系 親局...1局(役場庁舎内) 中継局...1局(下手広段) 基地局...1局 移動局...44局 公用車 24台(車載型) 20台(携帯型) 設置年度 平成8年 (同報放送の内容) ・チャイム...午前10時、正午、午後3時、午後5時、午後7時45分 ・定時放送時間...午前6時45分、午後0時45分、午後7時45分 ・放送は緊急放送、一般放送とする。 (1)地震、風水害、気象情報等緊急予防予告通報 (2)行政事務の広報 ・その他町長が必要と認めた事項 ・尋ね人放送...町長が必要と認めた場合実施 ・火災のお知らせ...実施している ・定時お知らせ...実施している(一般放送として)

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業		【自主防災組織・防災行政無線】		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
自主防災組織	該当なし	<p>【自主防災組織の結成状況】 平成14年4月1日現在 7組織 7公民会 966世帯 組織率 100%</p>	該当なし	<p>【自主防災組織】 ボランティアによる救急患者搬送 } 削除 平成14年4月1日現在 1組織 384世帯 組織率 100%</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。 ・新市において組織結成へ向けて取り組みを強化する。</p>
防災行政無線	<p>【移動系施設の概要】 ・基地局(里村役場内) 1基 ・移動局 10台</p> <p>移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 さとぼうさい</p> <p>車載型無線装置 役場分団消防自動車1台、公用車1台</p> <p>携帯型無線装置 役場3台、消防団5台</p> <p>【同報系施設】 同報系及び戸別受信機は未整備 なお、災害情報伝達についてはオフトーク通信を利用して加入世帯(630世帯)に流している。</p> <p>【オフトーク通信放送の内容】 ・チャイム 午前6時 正午 午後5時 午後6時(夏休み時期) ・定時放送(土・日は除く) 午前6時40分 午後6時35分 ・臨時放送 ・緊急放送</p>	<p>親局 庁舎内 拡声子局 9局 村内各戸へ戸別受信機設置 固定型(役場固定局) 無線室1箇所 同報無線(免許区分:防災行政) 呼び出し名称 ぼうさいかみこしきむらやくば 親局 上甌村役場内 屋外拡声子局 村内9箇所 戸別受信機 村内の各世帯等(1,120台) 移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 かみこしきぼうさい 基地局 上甌村役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 かみこしきぼうさい 消防車2台 携帯型無線装置 呼び出し名称 かみこしきぼうさい 役場22台、消防団7台</p> <p>【同報放送の内容】 ・チャイム 正午 ・歌 午前6時 午後5時(7月20日～8月31日の期間は、午後6時) ・夕読み放送 午後5時10分(小学校休日を除く) ・定時放送 午後7時30分(毎週日曜日) ・臨時放送 行政事務の広報 ・緊急放送 (災害予防等)</p>	<p>親局 庁舎内 子局 村内18局 村内各戸へ個別受信機設置</p> <p>固定型 総務課1箇所</p> <p>同報無線(免許区分:防災行政) 呼び出し名称 ぼうさいしもこしきそん 親局 下甌村役場内 屋外拡声子局 村内18箇所 戸別受信機 村内の各世帯</p> <p>朝夕の放送、臨時放送等</p> <p>移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 ぼうさいしもこしきそん 基地局 下甌村役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 しもこしきぼうさい 村営バス6台、公用車4台 可搬型無線装置 呼び出し名称 しもこしきぼうさい5台 携帯型無線装置 呼び出し名称 しもこしきぼうさい役場31台、消防団5台 放送内容:一般行政広報、大雨、台風等の災害情報 チャイム:7:00,12:00,17:00,18:00(夏休み期間)</p>	<p>・屋外同報子局 1基 ・戸別受信機 400台</p> <p>【施設の管理】 ・業者への委託 防災行政無線の保守委託 戸別受信機保守点検委託 再免許申請業務委託 ・日常の管理 戸別受信機の雑音・落雷障害との連絡を受けたら、調査し、委託業者に連絡する。 ・屋外同報子局については、障害の有無を常時確認する。</p> <p>【同報放送の内容】 ・チャイム 午前6時30分 正午 午後5時 夏休み期間 ラジオ体操 午前6時32分 帰宅放送 午後6時</p>	<p>【同報系】 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度) ・1年以内に本所、支所間を結び、一斉放送ができるようにする。(現有施設の改修) ・この間は、FAXやメールにて原稿を送信し、支所で放送する体制をとる。</p> <p>【移動系】 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 5 消防防災関係事業		【原子力防災計画・応援協定】		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	原子力防災計画については、川内市の例により、新市において策定する。 応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
原子力防災計画	<p>【原子力防災計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年6月 川内市地域防災計画の原子力災害対策編として策定 ・平成14年5月 川内市防災会議により修正決定 ・原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、防災指針において提案されているめやすを基準として、原子力発電所を中心として、概ね10km以内の範囲とする。 ・災害対策本部の組織は、原子力災害時に有効に機能できるように鹿児島県の組織と連携をもたせている。 <p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月1日を基準日として修正している。 <p>【原子力事業者防災業務計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州電力が制定した上記計画の修正協議。 <p>【オフサイトセンターとの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万一の災害時には、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置されるが、その機能班として7つの班が設置され、市の職員も配置されている。 <p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般防災と違い、原子力に関する研修が必要であり、関係する研修には職員を派遣する。 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
応援協定	<p>【川内市】</p> <p>川内郵便局との災害時に係る相互協力に関する協定書 九州電力との川内市地区災害復旧に関する覚書 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>【川内地区消防組合】</p> <p>鹿児島県消防相互応援協定 平成4年1月30日 締結</p> <p>消防及び救急業務応援協定</p> <p>阿久根地区消防組合 昭和56年5月1日 締結</p> <p>串木野市消防本部 昭和56年5月1日 締結</p> <p>祁答院地区消防組合 昭和60年12月1日 締結</p> <p>姶良郡西部消防組合 昭和60年12月1日 締結</p> <p>日置地区消防組合 昭和60年12月1日 締結</p> <p>出水地区消防組合 昭和60年12月1日 締結</p> <p>救急業務応援協定</p> <p>鹿児島市消防局 昭和56年4月18日 締結</p> <p>川内地区消防組合管内(鹿島4村を除く)消防業務相互応援協定 樋脇町・入来町・東郷町(消防団業務) 昭和60年4月1日 締結</p> <p>消防機関相互の施設等の使用に関する協定</p> <p>上甕村・里村・下甕村・鹿島村 昭和61年4月1日 締結</p> <p>船舶火災の消火活動に関する業務協定</p> <p>串木野海上保安部 昭和56年5月11日 締結</p> <p>緊急時におけるクレーン車のリース等に関する協定</p> <p>西薩クレーンリース協会 昭和63年3月18日 締結</p> <p>【申合せ】</p> <p>ガス爆発等防止対策に関する申合せ 川内警察署・南日本ガス株式会社 昭和56年5月11日 締結</p> <p>LPガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申合せ 川内警察署・九州電力川内営業所・鹿児島県・プロパンガス協会川薩支部 昭和56年11月1日 締結</p>	<p>鹿児島県北薩支部管内市町村相互応援に関する協定書 鹿児島県消防相互応援協定 九州・山口9県災害時相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>串木野市・樋脇町消防相互応援協定 昭和61年2月1日 締結</p>	<p>鹿児島県北薩支部管内市町村相互応援に関する協定書 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p>	<p>鹿児島県北薩支部管内市町村相互応援に関する協定書 鹿児島県消防相互応援協定 九州・山口9県災害時相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>災害時における東郷町内郵便局東郷町間の相互協力に関する覚書</p>	<p>緊急の事態における消防の警察に対する特別な援助協力協定</p> <p>鹿児島県消防協会薩摩支部管内市町村相互応援協定 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>緊急の事態において宮之城警察署管内各町村消防団は宮之城警察署に対して特別な援助協力。本協定に基づいて援助協力の要請は、騒動暴動又は大火災若しくは地震台風等により又は他の地方に此れの如き事態が発生し、警察官出動して手薄となった場合その他緊急事態発生の際に実施する。警察に対する消防の特別な援助協力は町村長又は其の代理者の命令によってこれを行う。 管内市町村中いずれかの区域に災害が発生した場合において、被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図るために相互応援をする。</p> <p>(応援体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通応援...市町村長からの要請なし 1隊 ・特別応援...市町村長からの要請あり 状況により編成 <p>災害が発生した自治体の首長が、他の首長に対し応援要請</p> <p>要請の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1要請...同じ管内の市町村に対し要請 ・第2要請...同じ管内外の市町村に対し要請 <p>第1要請、第2要請の順に行う 本協定に基づく応援隊の登録(下手分団)</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業			【原子力防災計画・応援協定】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
原子力防災計画	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	川内市の例により調整する。 ・新市による原子力防災計画の策定を行う。
応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県北薩支部管内市町村相互応援に関する協定書 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 ・上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県消防協会薩摩支部管内市町村相互応援協定 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 ・上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県消防協会薩摩支部管内市町村相互応援協定 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 ・上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定	<ul style="list-style-type: none"> ・全国かしま連絡協議会相互応援協定 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防協会薩摩支部管内市町村相互応援協定 ・鹿児島県消防ヘリコプター応援協定 上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・協定の結びなおし ・消防組織法によるものその他のものの区分

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業			【常備消防関係】	総務部会 消防防災分科会
調整方針（案）	常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。 消防計画については、合併までに策定する。 消防施設整備計画（常備消防分）については、現行の整備計画を新市に引継ぎ、新たな整備計画を3年以内に策定する。				
分野名	消防本部・消防署設置に関すること	消防本部の組織に関すること	消防署の組織に関すること	消防吏員階級及び昇任	消防通信
川内地区消防組合	【趣旨】 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める 【消防本部及び消防署の設置】 ・消防本部 ・消防署 【消防本部位置及び名称】 ・位置 川内市原田町22番10号 ・名称 川内地区消防組合消防本部 【消防署の位置、名称及び管轄区域】 川内地区消防組合中央消防署 ・位置 川内市原田町22番10号 ・管轄区域 東部消防署及び西部消防署の管轄区域を除く区域 川内地区消防組合東部消防署 ・位置 入来町浦之名727番地2 ・管轄区域 樋脇町及び入来町の区域の全部 川内地区消防組合西部消防署 ・位置 川内市水引町3397番地2 ・管轄区域 川内市西方町、湯田町、網津町、水引町、小倉町 湯島町、港町、久見崎町及び寄田町の区域の全部	【趣旨】 消防本部の組織等について必要な事項を定める 【組織】 ・消防本部に消防長を置き、必要がある場合は次長を置く ・消防本部の課、係 総務課 管理係、装備係 警防課 第1、第2通信指令係、警防係 予防課 予防係、危険物係 ・各課に課長、係には係長を置き、必要がある場合は課に参事及び課長補佐、係に主査を置く 【任命】 ・次長 消防司令長の階級から ・課長及び参事 消防司令長若しくは消防司令の階級又は吏員相当職員から ・課長補佐、係長及び主査 消防司令若しくは消防司令補の階級又は吏員相当職員から 【職能、事務分掌】 【職員】 ・役付吏員職 消防長、次長、課長、参事、課長補佐、係長及び主査 ・一般吏員職 消防吏員、事務吏員（主事、技師） 【会計職員】 地方自治法第171条の規定により、収入役の権限に属する事務を処理するため出納員その他会計職員を置く	【趣旨】 消防署の組織等について法令に定めるもの以外の必要な事項を定める 【組織】 ・各署 署長、副署長、庶務係、予防係（中央署、東部署、西部署） ・中央署の管轄区域内 南部分署 分署長、副分署長 上櫃、下櫃分駐所 分駐所長、副分駐所長 ・各隊 隊長、副隊長、救急隊長、救助隊長 ・各分隊 分隊長、副分隊長 ・各係 係長、係主査 【任命】 ・署長 消防司令長又は消防司令の階級から 副署長 消防司令の階級から 隊長及び分署長 消防司令又は消防司令補の階級から ・副隊長、救急隊長、救助隊長、副分署長、分隊長、分駐所長 消防司令補又は消防士長の階級から 消防司令補及び副分駐所長 消防士長又は消防副士長の階級から	【階級】 消防長の職の階級 消防監 消防長以外の職の階級 消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士 【昇任】 方法 ・競争試験 消防司令補、消防士長及び消防副士長試験 筆記及び面接 ・選考による 消防司令長、消防司令及び消防副士長 面接 受験資格 ・消防司令 消防司令の職 ・消防司令補 消防司令補として5年以上 ・消防司令 消防士長として8年以上 ・消防副士長 消防副士長として3年以上（4年制大学卒は1年以上） ・消防副士長 消防士として5年以上（4年制大学卒は3年以上） 但し、選考による場合は消防士として10年以上 * 休職、私傷病休暇及び停職期間は延長 欠格事項 ・戒告以上の懲戒処分を受けた日から1年を経過しない者 ・降任の日から1年を経過しない者	【119番通報受付・出場指令】 消防緊急通信指令施設概要 ・119番専用回線 23回線 ・119番専用回線使用料 135,365円/月×12月=1,660,380円 ・指令制御装置 型 平成10年4月1日 運用開始 【統制的指揮運用及び応援要請】 ・災害時における通信統制及び車両動態把握 ・緊急消防援助隊要綱に基づく救急部隊の応援要請及び出場 ・鹿児島県消防相互応援協定に基づく応援要請及び出場 ・相互応援要請に基づく応援要請 【一般加入電話交換業務】 ・一般加入電話(5回線)の、受付、交換 ・平日(8:30～17:00)は、代表電話受付に、臨時職員1名を配置 【消防通信の計画、配備・運用】 ・消防通信機能の効果的、合理的運用を図るための計画、立案 【消防通信施設維持管理】 ・日常点検保守 ・通信勤務員による点検、整備及び保守 ・点検保守委託 ・定期点検保守(毎月、総合(6ヶ月毎)) 緊急保守(障害発生時) 保守委託料 年額4,147,500円 日本電気(株)鹿児島支店 【通信技術】 ・119番通報受付や、無線交信に係る訓練 ・各種機器の操作、取扱い訓練
調整方針案	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・川内地区消防組合を基本に調整する。	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・川内地区消防組合を基本に調整する。 ・組織と事務分掌の整理	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・川内地区消防組合を基本に調整する。 ・組織と事務分掌の整理	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・川内地区消防組合を基本に調整する。	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・川内地区消防組合を基本に調整する。 ・119通報の体制整備。 ・消防緊急通信指令システムの整備

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業		【常備消防関係】	総務部会 消防防災分科会
調整方針（案）				
分野名	消防無線		消防計画	消防施設整備計画（常備消防分）
川内地区消防組合	<p>常備無線 【現況】 固定局2局 無線機(10W・0.01W)4基 内訳 川消寺山 現用・予備 川消本部 現用・予備・サイレン用 サイレン用は基地局兼用のため基地局で計上 基地局2局 無線機(10W) 4基 内訳 川消寺山 現用・予備・有線用 川消本部 サイレン用 固定局兼用 移動局64局車載無線機(10W)28基 事務所用(10W)5基 携帯無線機(5W)41基 使用周波数 ・市町村消防波 149.63MHz ・市町村消防波 150.19MHz (固定局0.01W用) ・県波 148.21MHz ・県消防防災波 158.35MHz ・全国共通波 1 150.73MHz ・全国共通波 2 148.75MHz ・全国共通波 3 154.15MHz 川内市無線サイレン吹鳴装置・通信指令室へ親機を設置し、無線(149.63MHz)にて子局サイレンを吹鳴させる ・子局 モーターサイレン 4基 (本部・旧体育館跡地・市役所・梅ヶ淵)</p> <p>【委託契約】 無線機保守委託 平成14年度 877,275円 (旬ゼネラル通信システム) 無線局再免許申請事務委託 平成14年度(固定局)63,200円 無線局認定点検業務委託 平成13年度実績(基地局)67,900円</p>	<p>サイレン吹鳴装置保守委託 平成14年度(年2回)160,000円</p> <p>【使用料】 NTT専用線使用料 月額13,923円 ・指令室遠隔制御装置により、川消寺山基地局 無線機を遠隔操作するために設けた市内専用線</p> <p>【無線資格取得状況】 第二級陸上特殊無線技士 35名 第三級陸上特殊無線技士 25名 第四級海上無線通信士 1名 第四級アマチュア無線技士22名</p> <p>【その他】 車両動態管理装置(AVM) ・消防車両に搭載した端末装置から無線により動態情報を取り込み、指令台等の外部装置へデータ 出力を行うシステム ・設置車両 16台(別に予備1機)指揮車、上 飯救急、予備タンク車、予備救急車を除く署所の 全車両 県防災行政無線 防災川内消防 無線局番435号</p>	<p>消防計画 【目的】 【組織計画】 【消防力等の整備計画】 【調査計画】 【教育訓練計画】 【訓練計画】 【災害予防計画】 【警報発令伝達計画】 【情報計画】 【火災警防計画】 【風水害等警防計画】 【避難計画】 【救助・救急計画】 【集団救助・救急事故発生時における救助・救急業務計画】 【石油コンビナート等特別防災区域防災計画】 【原子力防災計画】 【応援協力体制計画】 【地震・津波等警防計画】 【水難救助警防計画】 【毒・劇物にかかる火災等警防計画】 【安全管理基本原則】 【交通安全運転指針】</p>	<p>【概要】 川内地区消防組合運営基本方針に基づき、5年間の事業計画及び財政見通しを作成し、庁舎改修(大規模な内装工事、防水工事及び訓練塔の補修等)及び消防車両更新等について計画的に整備を図る。 【庁舎等の改修計画】(予定) 平成15年度 西部消防署庁舎防水工事 東部消防署庁舎改修工事(仮眠室等) 平成16年度 西部消防署庁舎改修工事(仮眠室等) 【消防車両等】(予定) 平成16年度 梯子車分解整備(オーバーホール) 救急車 2B型(更新) 平成17年度 大型高所放水車 平成18年度 大型化学消防ポンプ自動車 大 型(更新) 消防ポンプ自動車 CD - (更新) 平成19年度 泡原液搬送車 (更新) 平成20年度 水槽付消防ポンプ自動車 水 型(更新) 【更新基準年数】 ・救急車 10年 ・消防ポンプ自動車 13年 ・特殊車両 15年～20年 ・梯子車等の分解整備(オーバーホール) 8年</p>
調整方針案	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。 ・難聴区域の把握と解消を図る必要がある。 ・消防緊急通信指令システムとの連動を図る。</p>		<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年以内程度)</p> <p>・各整備計画を基本に新たな整備計画を新市移行までに策定する。</p>